

## アンソニー・アトキンソン

(Anthony Barnes Atkinson, 1944~)

——理性的急進主義者の社会保障論——

地主重美

### I 略歴

イギリスの社会政策学者マーシャル (T.H. Marshall)は、社会政策の主要目標を大別して、第1が貧困の解消、第2が福祉の極大化、第3が平等化の追求にあると述べている。アトキンソンは、公共経済学的手法でこのような目標にてらして、イギリス社会政策の中核をなす社会保障政策を徹底的に分析した、数少ない近代経済学者といってよいであろう。彼の業績は、社会保障の理論的実証的研究にとどまらず、租税論等の財政学の領域にもまたがっており、その方面における理論的貢献も高く評価されている。また彼は理論と実証と政策の調和のとれた研究を一貫して展開する、という点でも当代一流の若手経済学者といってても過言ではない。

1944年9月4日、イギリスに生まれ、クランブルック・ハイスクールを経てケンブリッジ大学チャーチル・カレッジに進み、社会問題、とくに貧困問題に強い関心を示した。1967~71年には同大学セントジョンズ・カレッジのフェローとして研究を進め、その成果が処女作〔1〕として結実した。わずか25歳のときの野心的な業績である。その後の経歴は、

1967~71年 ケンブリッジ大学セントジョンズ・

カレッジのフェロー

1971~76年 エセックス大学経済学部教授

1976~80年 ロンドン大学教授

1980年~ ロンドン・スクール・オブ  
エコノミックス教授

さらに学会等での活動も活発であり、

1986年 国際計量経済学会会長

1989年 ヨーロッパ経済学連合評議員

1978~79年 王立所得・資産分布委員会委員

これだけをみても、彼が現在イギリスの代表的な経済学者であり、その若さから今後の活躍を期待されていることがわかる。

### II 貧困とその測定

アトキンソンの貧困問題への強い関心は、処女作〔1〕以来、彼の研究活動の主底音になっている。低所得者に対する所得保障政策（現在の Income Support）の充実にもかかわらず、依然として受給申請率が改善されず、多くの貧困者が豊かな社会に存在しているという事実の解明に第一義的な重要性をおいている。彼の貧困研究は次の3点にしほられる。第1は貧困の定義である。豊かな現代社会における貧困とは何か、ということである。彼によると、生理的生存水準以下のいわゆる貧窮 (destitution) は豊か

な社会においてその重要性を失っているが、一般生活水準を大幅に下回りそれゆえに正常な社会活動に参加できない疎外（deprivation）こそが現代社会の貧困であると考える。見苦しくない生活水準を維持できない状態ということである。

この規定は今日ではきわめて一般的でとくにアトキンソンの独自性を示しているわけではない。

第2は、このように規定したうえで、貧困の程度をどう測定するかという問題である。貧困尺度には、全国民に占める貧困線以下の低所得者数の割合を示す頭かず尺度があり、最も素朴な測定法として広く利用されている。しかしこれでは極貧層が厚い分布をなす場合の貧困度と、貧困線に近い層が厚い分布をなす場合の貧困度が同等になり、区別できないという欠点がある。これに代わるものとして開発されたのが貧困ギャップである。これは貧困線と現実所得の差を総所得で割った比率である。極貧層の厚い分布では貧困ギャップは大きく、貧困線に近い層が厚い分布をなしている場合には頭かず尺度が前者に等しくとも貧困ギャップは小さい。つまり貧困ギャップは貧困の深さを示すことができる。しかし、貧困ギャップは、ギャップの大きさによって貧困の深さを示すことはできても、深刻さの度合を示すことはできない。これは貧困ギャップに同等のウェイトづけがなされ、ギャップが大きければ大きいほど深刻さの度合が加速度的に増大するということが、この尺度では表現できないからである。このように貧困の深刻さを内包する尺度を求めるというのは、実は貧困への社会的価値判断を導入することに外ならない。アトキンソンは、これに対してもより厳密な理論定式をあてはめ、適

用範囲の広い貧困尺度を提示した。簡単にいえば、危険回避度は所得の増大につれて遞減するという不確実性理論の考え方をヒントにして、貧困の深刻さは所得の遞減関数であるという仮説を立て、さらに、低所得層の所得分布の不平等度を考慮した貧困ギャップのランクづけを示す係数をこれに結合するというものである。新しい貧困尺度は、貧困と不平等度がともに含まれるという点でより一般的な定式になるのである。貧困は増大したか？ という設問に答える形式でこの点を明快に示したのが、1985年の第5回計量経済学会世界大会で発表された小論である。

貧困研究の第3は貧困政策とその評価である。これは、さらに現在の社会保障政策の再吟味へとつながっていく。

### III 社会不平等研究とアトキンソン尺度

経済学者 J. E. ミードは、『理性的急進主義者の経済政策』（渡部経彦訳、岩波書店）のなかで、「理性的急進主義者がとくに嫌うのは、個人の独立をおびやかすような力の集中とか、階級差別を定着させるであろう所得や富の強い集中をもたらすような諸政策である。」と述べている。アトキンソンは、ケンブリッジ大学時代にミードの指導を受け、強い影響を受けたが、とくに社会的不平等の解明に彼の関心をふりむけた原因の1つは、ミードとの接触にあったと思われる。アトキンソン自身が理性的急進主義者であったといつてもよいであろう。不平等への関心は彼を貧困の研究に導いたが、さらに、所得分布の不平等をいかに測定するかという経済学における長い論争に彼を引き込み、不平等度

について、現在ではアトキンソン尺度といわれるユニークな概念を創出させた。これは不平等度を単なる統計的に導き出された尺度というものから、社会的厚生という視点に立った不平等の経済理論へと発展させ、その規範的性格を明示的に表わす画期的な尺度として、いまでは学界の共有財産になっている。不平等度を視角的に示すものとして一般によく用いられているのはローレンツ曲線であり、これを数値的に示したのがジニ係数である。しかし、これは、分布関数が準凹性をもつこと、相異なる分布集団のローレンツ曲線が相互に交差しないことの2つを前提として含んでいる。この点はとくに異なる分布状態AとBを比較するときに問題になる。すなわちAとBのローレンツ曲線が交差する場合に、2つの分布の不平等度を果たして比較できるか、ということである。たとえば分布Aは、低所得分位層の範囲ではかなり平等に分布しているが、高分布層の範囲ではかなり不平等の分布を示しているのに対し、分布Bは、これと全く逆であったとしよう。このとき、AとBのジニ係数が同じであったとしても、これだけからいざれの分布の不平等度が大きいかを判定するのは難しい。これは、分配の不平等度には社会的価値判断が入り、価値評価をぬきにすることができないからである。アトキンソンは不確実性理論における危険回避度という概念と類似の考え方を踏襲し、不平等への社会的価値判断、すなわち不平等回避の判断を明示的に導入する。すなわちアトキンソンは不平等度を次のように定式化する。

$$I = 1 - \left[ \sum_{i=1}^n \left( \frac{Y_i}{\bar{Y}} \right)^{1-\epsilon} f_i \right]^{\frac{1}{1-\epsilon}}$$

ここで

$I$ ：不平等度

$Y_i$ ：第*i*所得分位に属する人員の所得

( $i = 1 \sim n$ )

$f_i$ ：第*i*所得分位に属する人員数の総人員数に含める割合

$\bar{Y}$ ：平均所得

$\epsilon$ ：不平等回避の程度 ( $\epsilon > 0$ )

ここでは、現在の所得の分布のもとで得られる社会的厚生水準と同じレベルのものを完全平等分配のもとで実現させたら、1人当たり所得はいくらになるかを考え、このような所得を均等分配等価所得 ( $y_e$ ) と定義する。このとき、

$$A = 1 - \frac{y_e}{\bar{Y}}$$

は不平等の程度を表わしていると解釈することができるであろう。 $y_e$ の値が小さければ小さいほど不平等度  $A$  は大きくなるからである。これが理論的にひき出されるアトキンソン尺度である。これを実証分析に便利なように特定化したのがさきの  $I$  である。パラメータ  $\epsilon$  は不平等回避の程度を表わしているから、この値が大きいほど低所得の相対的位置を不平等の判断において、より重要視するとの意味が含まれている。この点を簡単な実験例で示してみよう。いま富者から1,000万円を徴収してこのうち $x\%$ を貧者に移転するとしよう。残りはこの再分配政策に伴なう政策遂行上のロス、すなわち漏れである。もし  $\epsilon$  が大きければ大きいほど不平等回避志向が強いから、漏れの大きい再分配政策でも受けいれるようになり、 $x$  の値がより小さくなつてもこれを甘受する。それ故、アトキンソン尺度は不平等の尺度であると同時に、再分配の社会的便益を示している、ということもできるであろう。

#### IV アトキンソンの所得保障体系

アトキンソンの構想している所得保障体系は、基本的に3つの部門から構成されている。第1は基礎保障所得であり、第2は社会保険であり、第3は公的扶助である。これに医療サービス、社会福祉ならびに住宅を含めたものが社会保障体系の全容であるが、後の2つについてアトキンソンは体系的な分析をしていない。彼が社会保障というときにはイギリスの慣例に従い所得保障を意味している。

第1の基礎保障所得は所得や資産等の資力調査なしに、たんに年齢、長期的障害の有無、住宅所有のタイプ等、少数のカテゴリーを基準にして保障所得を給付しようという制度である。

これには就業形態や就業の有無にかかわりなく一定の給付を行う方式をとる。この場合、税控除の廃止を同時に実行することから、しばしば税控除の現金化といわれることもある。この点は、児童手当制の導入とともに、それまであった児童への社会保障給付や、扶養児童への所得控除を廃止しているのによく似ている。それゆえ、基礎保障所得以外のすべての所得が課税の対象になる。この基礎保障所得は、1943年にイギリスのリス・ウィリアムズ夫人が提唱した社会配当制 Social Dividend に類似した提案であり、資力調査のある公的扶助制度に付帯する烙印の問題を抜本的に解消しようという、いわゆる理性的急進主義の思想を受けついだものといってよい。

第2は社会保険である。サッチャーポー政権成立直前には、これが所得保障給付費総額の約65%にも達していた。ベヴァリジ卿は、社会保障における資力調査への強い嫌悪感を回避するため

に、公的扶助への依存度を低下させることこそがベヴァリジ計画の最も重要な目標の1つであるとして、社会保険の拡充を計画の基本にされていた。このことからも明らかのように社会保険は拠出に伴なう給付の保障という点で公的扶助とは根本的にその性格を異にしている。また社会保険は、資力調査がないという点で基礎保障所得制と類似しているが、次の2点において両者の間には根本的な相違点がある。まず第1に社会保険給付は通常、就業形態に関連しており、失業、障害、老齢などの原因で発生する喪失所得の全部または一部を置換することを目的としている。第2に給付は拠出を前提として行われ、支払われる保険料と多かれ少なかれリンクしているということである。イギリスでも、他の先進諸国と同じように社会保険をめぐって相反する2つの主張がなされていた。第1は保険という点にアクセントをおき、保険性という点では社会保険も民間保険と同じであり、運営主体が国か民間かの違いにすぎないという主張である。これに対して第2は、社会保険というのもたんなる神話にすぎず、実際のところは基礎保障所得制度や所得調査による公的扶助制度と基本的な違いはない、という主張である。ここでは第1の意見に限定して、アトキンソンの見解にふれてみよう。ベヴァリジは『社会保険ならびに関連制度』(ベヴァリジ報告とよばれている社会保障の古典、1942年) のなかで次のように述べている。

「保険料をリスクに対応させ調整させることは任意保険においては不可欠であるが、国の公権力によって国民を強制加入させる社会保険ではこれは不可欠なことではない。」

任意保険では保険料の積み立てが必要であるが……、継続する各世代の国民を強制加入

きせる公権力をもち、かつ独占的な課税権をもっている国が運営する保険ではあえて積み立てをしていく必要はない。」

ここに述べられているベヴァリジの主張こそは、社会保険の本質をものごとについた卓識であるとして、アトキンソンはこれを高く評価する。引用文の前半は保険料の保険数理的公正さに関するものであり、後半は財政方式としての積立方式にかかわるものである。ベヴァリジによれば、社会保険は第1に、加入者ごとに保険数理的に公正な給付を必ずしも必要としないこと、また第2に、積立方式をとらなければならない理由のないことを明言している。第2の財政方式については後述することにして、ここでは第1点を中心にアトキンソンの主張にふれてみよう。社会保険が私保険的な意味で、被保険者個人ごとの保険数理的な拠出と給付の等値性をもたないということには次の2つの意味が含まれている。第1は、社会保険では、拠出と給付の間に厳格な等値制が存在しないということであり、これは所得階層間、年齢階層間、男性・女性間に事前の再分配が行われているからである。第2は保険契約の内容が、社会保険ではやや弾力的になっていることである。私保険契約では保険リスクとリスク発生時の保険金が厳格に特定化され、保険に加入している限りその内容が変更されることはない。ところが社会保険では、状況の変化や社会的選択の変化によって社会的ニーズが変化すれば、給付内容の改廃や増減を容易に行うことができるような仕組みになっている。これはニーズの変化から生ずる、将来への不確実性を縮小することに社会保障政策の目標があり、社会保険はその役割の一翼を担っているからである。ここに厳格な契約よりも暖かい連帶を重視する社会保険の特性

が最もよく表わされている。

第3は所得調査のある公的扶助である。これは、社会保険と異なり、現在所得が貧困線以下の低所得であることが受給要件になっている。これにより受給後の所得水準は、ある一定額の最低保障給付と稼得所得への高率課税後の税引所得との合計額にひとしい。それゆえ、政府は定額の基礎的給付の水準と、稼得所得への税率を政策変数として、公正かつ効率的に扶助者の所得水準を決定することができる。しかし受給者からみると、公的扶助は別個の行政機関で扱われ、資力調査をうけることから、威信を傷つけられるなどの理由で受給資格があるにもかかわらず、申請をしない者が少なくない。イギリスでは低い申請率が相当長期にわたって続いている。これは一般所得水準が上昇して低所得者数が減少したことにもよるが、それに加えてかなりの部分は、ステigmaの伴なう扶助への反発から、受給資格があるにもかかわらず受給申請しないという制度の欠陥を反映したものであると、アトキンソンは主張している。このような所得調査のある公的扶助の在り方は、イギリス社会保障の今後を占ううえでも注目すべき論点になる。

## V サッチャリズムと社会保障

アトキンソンは、社会保障の発展過程を3段階に分けている。第1段階はいわば慈惠主義の時代である。公的扶助を中核にして私的慈善や援助が大きな役割を担っていた時代である。第2は社会保険の段階である。ベヴァリジ計画によって高揚した、社会保障の急成長する時代がこれにあたる。第3は生活の質の向上とアトキンソンが呼んでいる段階である。それは、国民

皆保険が達成し生活にまつわる現在ならびに将来への不安が低下し、不確実性の縮小した段階であり、社会保険の段階に続く社会保障成熟化へのステップと考えられていた。ところがイギリスの歴史は1970年代の末から80年代にかけて、サッチャリズムが吹き荒れて、予想されていた歴史の潮流とは違った方向に押し流された。一口でいえば“民活化の嵐”であった。社会保障もその例外ではなかった。この流れを最もよく表わしているのは第1に基礎保障所得の構成比の低下であり、第2に所得調査のついた選別主義的給付の増大であり、そして第3には社会保険から私保険への部分的な移行の兆候である。アトキンソンはこのような潮流の変化を重大な政策の変容と捉え、その内在的批判を通して彼自身の社会保障像を明らかにしようとしている。

まず社会保険を代替するような私保険の導入がイギリスでも部分的に進められていることである。私保険の長所としてあげられているのは、第1に社会保険と比べて効率的に組織され管理運営費が低いこと、すなわち資源配分の点で私保険は社会保険を凌いでいるということである。第2に私保険は、多様化した消費者の選択に柔軟に対応できるということである。第1の点はとりたてていうまでもない。しかしながら社会保険にも、規模の利益という私保険ではほとんどみられない大きな長所がある。社会保険の大規模化は、強制保険によってもたらされたものであり、その強制化は私保険にみられるような逆選択の発生をおさえるためにとられたものである。

それゆえ社会保険における規模の利益は、逆選択の発生を排除し、バッジリスクをもつものもグッドリスクをもつものも、ともに生活安定

化のために社会保険に強制加入させるという政策から生まれたものであり、その意味では一種の再分配政策である。民間企業がコスト最小化という効率的な資源配分のために大規模化にふみきるのとは全くその性格を異にする。

また私保険が人びとの多様な選択に対応できるという第2の点は、自由選択のメリットとして喧伝されている。加入・脱退の自由はもとより、リスクの種類に応じた多様な選択のメニューが用意され、それぞれに応じた保険商品が市場において販売されている。もし保険について完全市場があり完全情報が存在しているならば、パレート最適が実現される。ところが、保険においては完全情報が存在せず、またより確かな情報を入手するための情報コストも市場競争によるパレート最適化の実現にとって大きな制約条件になる。さらに情報の不完全性に関するもう1つの問題は、リスクと不確実性の区別が明確ではなく、きわめて曖昧に扱われていることである。ところがこの区別は私保険と社会保険の適用領域を規定する場合に、きわめて重大な意味をもつ。リスクとは事故の発生が確率的に分布をしているような場合である。これに対して不確実性とは、予見できない将来の事故発生が確率分布していない場合であり、たとえば1973年の第1次オイルショックとその後の物価の急騰、1990年初頭のバブルとその崩壊、拡大家族の崩壊等がここでいう不確実性の例である。私保険の対象になるのは前者のリスクであるが、後者の不確実性はその対象にはならない。これに対して社会保険は、私保険では扱うことのできないような将来の不確実な事故に対してその有効性を發揮する。社会保険が主として扱うのはこの不確実性であり、リスクを対象にする場合には私保険とは異なる根拠にもとづいて

いる。それは逆選択を排除するという再分配的な根拠からである。情報の非対称性のため危険分散均衡が保険市場において成立しにくいことは理論的にも明らかであり、このため逆選択が発生する。これを排除することを目的の1つにしている強制加入の社会保険は、強制化によって再分配機能を發揮できるからである。

社会保険における適用除外の範囲を雇用者から個人へと拡大しているイギリスにおいて、社会保険がはたして不確実性に十分に対応できるかどうか、また逆選択を排除し再分配機能を強化していくことができるかどうかが大きな争点になっている。

アトキンソンはこのような動きに対してきわめて懐疑的であり、むしろ積極的批判派とみられているのはその論調からも明らかである。

アトキンソンの批判は失業保険に対する政府の政策にも向けられている。経済成長の停滞による高い失業率と失業期間の長期化は、欧米先進国に共通の問題になっている。なかでもイギリスではこの苦悩が深くきびしい。ところがサッチャー政権の登場とともに民活化のプログラムが次々に提案され実現されていったが、イギリス福祉政策の骨格をなしていた社会保険も総点検のリストにのせられた。失業保険がその1つである。長期にわたる高率の失業によって失業保険財政が悪化するのは当然のことであるが、保守政権は、失業保険があるために労働意欲が低下し、失業期間が長くなり失業保険財政の悪化を招いていると診断し、これを裏づけるための大きな調査を行った。これによると失業保険給付と失業期間の間には強い相関性があるとし、給付条件の全面改訂にのりだした。アトキンソンによるとこの統計分析は、その方法においても、また結果の解釈においてもきわめて

不完全なものであり、むしろ両者の間に有為な相関関係はないという。この場合、失業者の職探しが長びく理由として適職の有無が大きな要因になる。政府の調査担当者は、失業者側の再就職意欲の欠如に原因があるとしているのに対し、批判者側は第1に適職の不足に原因があり、第2に働く意志のない者と働く能力のないものを区別できない政府側の調査能力不足にも原因があるとしている。

失業保険の財政悪化を是正するために、一方では給付条件を厳格にすると同時に、他方では失業保険に代わる所得調査付きの失業扶助が政府の一部で取り上げられたことがある。しかしこのような選別主義への転換は、社会保険のメリットを無視した時代錯誤の主張であると断定してアトキンソンはきびしく批判する。アトキンソンによれば失業保険には次のような長所がある。第1に、ミーンズテストがないため受給申請率が低下して給付が失業者の手にわたらぬい、ということがない、第2に失業保険は個人単位であり、家族の資力とは関係なく給付される、第3に拠出制のため労働参加へのインセンティヴを与え、とくに正規雇用への誘因が強い、などである。

第2は選別主義への回帰である。真にニーズのある者に給付を集中しようという考え方は80年代の供給側重視の経済学のスローガンであった。このような給付こそが、貧困解消という目標達成のために最も効率的な資源配分だというのである。このアプローチは低所得者に給付を限定することになるために、所得調査等による選別主義をとらざるをえない。選別をするには第1に所得調査のため情報コストがかかり、第2に選別によって多くの場合受給者にスティグマが付されるなど、戦後イギリスの社会保障政

策が慎重に回避してきた選択主義の悪夢が再び甦る。受給の申請率は低下し、しかも目標達成効率性が高ければ高いほどこれに比例して低下する。80年代の選別主義への回帰によってかえって貧困は沈潜し、深く重い問題になっていく。

第3は基礎保障所得の拡大である。この制度は、所得調査付きの所得保障制度とは違い普遍主義的なアプローチをとっており、選別による分離ではなく普遍化による連帶を目標にしているという点で社会保険と類似の特性をもっている。ところが次の2つの点で両者は基本的にその性格を異にする。第1に社会保険は拠出制であること、第2に社会保険は雇用（就業）形態と密接に関連していること、これである。雇用者か被雇用者か、雇用者であっても失業による稼得の中斷か疾病による稼得の中斷かどうかは、社会保険の給付決定においては核心になる点であるが、これとは全く無関係に一定の所得保障をする、というのがこの基礎保障所得制度である。このため、この制度には次のような利点がある。まず就業形態いかんが給付決定の要件にならないため、就業形態を審査するための行政コストが、大幅に節約される。第2に就業形態のいかんにかかわりなく適正な所得給付がなされるために、雇用されても低賃金のため見苦しくない生活水準を維持できない雇用者——これは伝統的な社会保険システムでは対応できない——に対しても適正な生活水準を保障できる。低賃金に対しては最低賃金制によって対応していかない限り現在の社会保険では問題処理は離しい。基礎保障所得制度は現行制度のこのような盲点をついたものである。これはまた、労働できないものと労働する意志のないものを区別することが困難であるが、これをあえて

実施しようとすればそのコスト—心理的コストも含めて一がきわめて大きい場合に、就業していない人にも適正な基礎的給付を行うことが可能になる。この保障政策が労働へのインセンティヴを低下させること、税負担が重くなり財源面からこれを維持することが困難になることなどが基礎保障所得制度の欠陥として指摘されている。この批判に対してアトキンソンは、すでに述べたような問題点のある社会保険と最低賃金制の結合したシステムをとるか、基礎保障所得をその代替案としてとるかの選択は、その機能の優劣よりはむしろ多分にその背後にある考え方の違いにかかっていると述べている。

## VI アトキンソンの警告

イギリスにおける貧困の経済分析からはじまるアトキンソンの社会保障、すなわち社会保険と関連サービスに関する一連の研究は、近代経済学的アプローチを駆使したものであり、時代の先端をいく業績であることはいうまでもない。その核心をなしているのは、社会的平等への強い研究関心である。彼は処女作のなかで、「なぜある国は豊かであるのに、ある国は貧しいのか、また特定の国の中で、なぜある人は豊かで他の人は貧しいのか」という問題意識から貧困研究がはじまったと述懐しているが、そこに深刻な社会問題に立ち向かう若き研究者の、なみなみならぬ使命感をうかがうことができる。彼の論調を大胆にまとめてみると次の3点になると思われる。

### ① 競争幻想への批判

この点はとくに80年代以降のイギリス社会政策へのきびしい批判に示されている。すなわち選別主義的アプローチの強化による経済的効率

性は、結局のところ受給申請率の低下等にみられるように生活の安定性を損ない、新しい不平等をもたらしていると指摘する。効率化の副産物として生まれる連帶性の喪失に強い懸念を示している。

### ② 保険幻想への批判

社会保険において保険料と給付の等値制という意識が一般に強いが、このような私保険的幻想は制度政策への障害になるとして強く批判する。たとえば、年金保険において公私の内部収益率の比較から両者の優劣を論じ、社会保険への信頼性を低下させるようなやり方は、民活化推進策として不当である。社会保険は人口高齢化社会においてむしろ世代間の連帶に基づく再分配機構であることを重視すべきであるとする。

### ③ 社会保障と公共選択

社会保障政策が公共選択的アプローチを大幅にとり入れていくことを強調する。アトキンソンは、イギリスでの所得保障政策が、社会的厚生への十分な配慮もなしに政府の進める民活化政策に沿って推進され公的給付が削減されており、一方で選別主義的給付に傾斜していくと同時に、他方では社会保険部門、とくに年金部門の部分的民活一適用除外の拡大などへの拡大化が行われた。これは国民生活の安定性を大いに損なったと批判している。むしろ公共・選択的アプローチを活用し、社会的最適水準をこえて推し進められる傾向のある政府による過剰な

政策転換に強い反省を求めている。

### A. B. Atkinson の主要業績

- [1] Atkinson, A. B., *Poverty in Britain and the Reform of Social Security*, Cambridge University Press, 1969
- [2] ———, On the Measurement of Inequality, *Journal of Economic Theory*, Vol. 2, 1970
- [3] ———, *The Tax Credit Scheme and the Redistribution of Income*, Institute for Fiscal Studies, 1973
- [4] ———, *Unequal Shares*, Penguin, 1974
- [5] ——— and Harrison, A. J., *The Distribution of Personal Wealth in Britain*, Cambridge University Press 1978
- [6] ——— (ed.), *Wealth, Income and Inequality*, Oxford, University Press, 1980
- [7] ——— and Stiglitz J. E., *Lectures on Public Economics*, McGraw-Hill, 1980
- [8] ———, *Social Justice and Public Policy*, Harvester Press, 1982
- [9] ———, Maynard A. K. and Trinder C. G., *Parents and Children*, Haineman, 1983
- [10] ———, *The Economics of Inequality*, Oxford University Press, 1983
- [11] ———, *Income Maintenance and Social Insurance* Auerbach A.J. and Feldstein M.S. (eds.) *Handbook of Public Economics*, Vol. 2, North Holland, 1986
- [12] ———, *Poverty and Social Security*, Harvester Press, 1987

(じぬし・しげよし 駿河大学教授)